第六回レポート 2021-05-26

課題

「行政行為の公定力」と「取消訴訟の排他的管轄」との関係について、150 字程度で解説しなさい。

レポート

まず行政行為の公定力とは原則として行政行為が違法であったとしても有効であり続けるということである。それに関係して取消訴訟の排他的管轄というのは、行政行為に対しては行政法に定めのある取消訴訟のみでしか争いが認められないというものである。

丸山 竜輝 1